

○茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則

平成 8 年 12 月 13 日

茨城県規則第 68 号

別表第 1 公共的施設及び特定公共的施設(第 2 条, 第 3 条)

その 1 多くの人が利用する施設

公共的施設	特定公共的施設
1 病院及び診療所 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院又は同条第 2 項に規定する診療所	300m <sup>2</sup>
2 劇場, 観覧場, 映画館及び演芸場 興行場法(昭和 23 年法律第 137 号)第 1 条第 1 項に規定する興行場	2, 000m <sup>2</sup>
3 集会場, 公会堂その他これらに類する施設	2, 000m <sup>2</sup>
4 展示場	2, 000m <sup>2</sup>
5 百貨店, マーケットその他の物品販売業を営む店舗	2, 000m <sup>2</sup>
6 ホテル及び旅館 旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条第 1 項に規定するホテル営業, 旅館営業又は簡易宿所営業の用に供される施設	2, 000m <sup>2</sup>
7 社会福祉施設 (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 38 条第 1 項に規定する保護施設 (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設 (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 38 条に規定する母子・父子福祉施設 (4) 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第 22 条第 2 項に規定する母子健康包括支援センター (5) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 2 第 3 項及び第 4 項に規定する事業を行う施設, 同法第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設並びに同法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム (6) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設 (7) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 5 条第 1 項に規定する身体障害者社会参加支援施設	300m <sup>2</sup>

茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（一部抜粋）

<p>(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設</p> <p>(9) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 2 項第 7 号に規定する授産施設及び同条第 3 項第 11 号に規定する隣保館等の施設</p> <p>(10) 売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)第 36 条に規定する婦人保護施設</p> <p>(11) (1)から(10)までに掲げる施設に類する施設</p>	
<p>8 体育館等及び遊技場</p> <p>(1) 体育館, 水泳場, ボーリング場, スケート場又はスポーツの練習場</p> <p>(2) 遊技場</p>	2, 000m <sup>2</sup>
<p>9 博物館, 美術館及び図書館</p> <p>(1) 博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 2 条第 1 項に規定する博物館又は同法第 31 条第 2 項に規定する指定施設</p> <p>(2) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館</p>	2, 000m <sup>2</sup>
<p>10 公衆浴場</p> <p>公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号)第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場</p>	2, 000m <sup>2</sup>
<p>11 飲食店</p>	2, 000m <sup>2</sup>
<p>12 サービス業を営む店舗</p> <p>(1) 金融機関の事務所</p> <p>ア 農林中央金庫法(平成 13 年法律第 93 号)による農林中央金庫の事務所</p> <p>イ 株式会社商工組合中央金庫法(平成 19 年法律第 74 号)による株式会社商工組合中央金庫の事務所</p> <p>ウ 日本銀行法(平成 9 年法律第 89 号)による日本銀行の支店その他の事務所</p> <p>エ 農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)による農業協同組合の事務所(同法第 10 条第 1 項第 2 号に規定する事業を行うものに限る。)</p> <p>オ 金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業者(同法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。)の本店その他の営業所</p> <p>カ 水産業協同組合法(昭和 23 年法律第 242 号)第 2 条に規定する水産業協同組合</p>	2, 000m <sup>2</sup>

茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（一部抜粋）

<p>の事務所(同法第 11 条第 1 項第 3 号に規定する事業を行うものに限る。)</p> <p>キ 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)第 3 条第 2 号に規定する信用協同組合の事務所</p> <p>ク 質屋営業法(昭和 25 年法律第 158 号)第 1 条第 2 項に規定する質屋の営業所</p> <p>ケ 信用金庫法(昭和 26 年法律第 238 号)による信用金庫の事務所</p> <p>コ 労働金庫法(昭和 28 年法律第 227 号)による労働金庫の事務所</p> <p>サ 銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定する銀行の本店、支店その他の営業所</p> <p>シ 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 2 項に規定する貸金業者の営業所及び事務所</p> <p>(2) 公益事業の事務所</p> <p>ア ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 2 条第 3 項に規定するガス小売事業者の事務所</p> <p>イ 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者の事務所</p> <p>ウ 電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者(同法第 9 条ただし書に規定する電気通信回線設備を設置する者に限る。)の事務所</p> <p>エ 日本郵便株式会社法(平成 17 年法律第 100 号)第 2 条第 4 項に規定する郵便局</p> <p>(3) (1)及び(2)以外のサービス業を営む店舗</p> <p>ア 理容師法(昭和 22 年法律第 234 号)第 1 条の 2 第 3 項に規定する理容所</p> <p>イ 美容師法(昭和 32 年法律第 163 号)第 2 条第 3 項に規定する美容所</p> <p>ウ クリーニング業法(昭和 25 年法律第 207 号)第 2 条第 4 項に規定するクリーニング所</p> <p>エ 貸衣装屋</p> <p>オ その他これらに類するサービス業を営む店舗</p>	
<p>13 公共交通機関の施設 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待ち合いの用に供するもの</p>	<p>2,000m<sup>2</sup></p>

## 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（一部抜粋）

14 一般公共の用に供される自動車車庫	2,000m <sup>2</sup>
15 公衆便所	11 便房
16 官公庁施設 保健所，税務署その他これらに類する公益 上必要な建築物	300m <sup>2</sup>
17 学校等 (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校，同法第 124 条に規定す る専修学校及び同法第 134 条第 1 項に規定 する各種学校 (2) 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 98 条第 1 項に規定する自動車教習所 (3) (1) 及び(2)に掲げる学校等に類するも の	2,000m <sup>2</sup>
18 事務所の用に供するもの(12 の項及び 16 の 項に掲げるものを除く。)	3,000m <sup>2</sup>
19 工場の用に供するもの(見学のための施設 を有するものに限る。)	5,000m <sup>2</sup>
20 共同住宅等 共同住宅又は寄宿舎の用に供するもの	101 戸(室)